

調査報告

新聞報道にみる「障害児者殺人事件」の実態

柴 崎 祐 美

The actual circumstances of murder cases of people with disabilities
which have been reported in news papers

Masumi Shibasaki

本稿の目的は、親族間で発生した「障害児者殺人事件」の実態を分析することにより、近年、大きく変化する障害者施策の改善に資する基礎資料を得ることである。その方法として、過去16年間の新聞記事から「障害児者殺人事件」を抽出し、被害者・加害者の属性、動機、判決内容等の情報を整理した。確認できた件数は154件、被害者数は163人であった。事件は毎年発生し、社会福祉基礎構造改革後の方が確認できた件数は多かった。親子間で発生した事件が全体の約8割を占め、平均年齢は親が57.3歳、子どもが26.8歳であった。被害者及び加害者全体の年齢構成の推移をみると、ともに高齢化傾向を示していた。障害種別をみると知的障害者の占める割合が高く、殺害の動機は、被害者の障害の程度や介護者自身の高齢化や入院等を背景に「将来を悲観して」と報じられることが多かった。知的障害の成人子と高齢化する家族に対する支援の必要性が示唆された。

キーワード 殺人事件 障害者 家族介護

1. はじめに

昨年3月、障害者自立支援法の施行を目前に、自己負担額の増加に不安を覚えた母が、母娘で無理心中を図った事件が報道された。5月に発生した殺人事件では「娘が入所している施設が解体になったらどうしよう」という加害者（母）がもらしていた不安の言葉が事件報道のなかで紹介された。

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に、障害者施策は大きく動いている。障害者の自己決定を尊重し、サービス事業者との対等な関係を確立するために、平成15年には措置制度から利用者自らがサービスを選択し、事業者と直接契約する支

援費制度へ移行した。さらに、平成18年4月からは、障害者自立支援法に基づく新しい制度へ段階的な移行が進められている。新しい制度の導入は利用者本人のみならず家族への影響も大きいものであるが、前述の2つの事件からは、制度変化がもたらした母親への不安が事件の引き金となっていける可能性が読み取れる。障害児者を介護する親が「将来を悲観して」という動機から子どもと無理心中を図るという事件は、毎年どこかで発生しているという印象を持つがどうだろうか。ノーマライゼーションの理念に基づき障害者施策が推進されている傍らで、親が我が子を殺めるという事件が繰り返し発生しているならば、施策が目指す目的の達成とは程遠い状況ではないだろうか。

親族間で発生した殺人事件数は警察庁の統計資料から把握することができる。しかし、19項目からなる動機分類には障害児者に関する事件を類推する項目はない¹¹。自殺統計では、遺書の内容をもとに原因・動機は8分類されており、「健康問題」には病苦、身体障害苦、老衰苦、身体的劣等感が、「家庭問題」には家族の将来悲観が含まれているが、詳細は不明である。また、遺書があるのは3割程度にすぎない。警察庁の統計資料から、親族間で発生した障害児者に関する殺人事件を把握することは出来ない。

そのため、障害児者に関する殺人事件や心中事件の実態を分析した研究は、事例研究や判例研究を除くと、その多くは新聞記事にデータ源を求めている。飯塚（1973）は1946～1972年までに発生した、185件の心身障害者に係わる「道連れ自殺」の実態を、一門ほか（1985）は1975～1984年に発生した74件の障害児者とその家族の「心中」事件の検討を行い、事件数や被害者・加害者の属性、殺害にいたる動機等を明らかにしている。母親が乳幼児期の子どもを道連れにするケースが多いという点は、両者に共通する結果である。大泉（1981）は20歳未満に限定しているが、1970～1979年に発生した250件の障害児（病弱児、虚弱児を含む）とその家族の悲劇的事件の検討を行っている。悲劇的事件には、障害児の遺棄、殺人、障害児の殺害後に親の自殺、親子心中、親だけが自殺、障害児本人の自殺、障害児が加害者の殺人事件、障害児の事故死が含まれている。伊藤（1985）は1951～1983年に発生した291件の親子心中の実態から、母子心中の動機に占める「経済問題」の減少と「本人および子どもの疾病、障害」の増加を明らかにしている。

また、栗栖（1977）は戦後22年間の東京における子殺しの実態を、裁判判決記録を情報源に分析している。犯罪を動機別に7つに類型化しており、

障害をもつ子どもの安楽を願って殺害した事件は「憐憫」に分類される。22年間の傾向をみると「不要」「虐待」の範疇に含まれる子殺しが増加しており、「憐憫」は全体の5%（11件）で傾向の変化はみられていない。正確には確認し得ないが「不要」「虐待」に分類される被害者のなかに障害児が含まれている可能性もあるのではないだろうか。そのほか、精神医学の立場から「わが子殺し」の刑事処分結果を分析しているもの（辰沼ほか1983）、子殺しを、子育て不安の破綻として母親の精神病理を分析しているもの（風祭2002）、高齢者の介護問題や虐待問題を検討するために、高齢者の殺人事件や心中事件を分析しているもの（e.g.太田1987、一瀬2001、加藤2005）がある。いずれも、分析対象となる被害者に障害児者も含まれているが、障害児者に焦点をあてたものではない。

このように戦後から1980年代にかけて、分析対象に差異があるもののいくつかの研究が、障害児者に関する殺人事件や心中事件の実態を明らかにしてきたが、近年の状況は明らかにされていないといえる。

また、高崎（2003）は介護保険制度前後5年間で、老親の介護がきっかけで殺人に至った事件を分析している。殺人事件は介護保険制度施行後で増加しており、その理由をサービス利用の増加により潜在化していた虐待事例が表面化しやすくなったと推測している。そして、近親者である家族に「殺人」という行為を招いた理由が介護困難にあるということは、経済大国日本が高齢者ケアにおいていかに後進国であるかを象徴的に示していると考察している。障害者施策も大きく変化しているが、対象を近年の障害児者に関する殺人事件に代えて分析することも、必要ではないだろうか。

そこで、本報告では近年の障害者施策が抱える

課題を、「障害児者殺人事件」の報道内容を手がかりに検討してみたい。具体的には「障害児者殺人事件」の発生件数、被害者・加害者の属性、関係や動機などの基本情報を収集し「障害児者殺人事件」にみられる特徴や経年変化を分析することから、障害者施策の評価や見直し、改善に資する基礎資料を得ることを目的とした。

なお、本研究の分析対象は「障害児者殺人事件」と表記する。先行研究では、「道連れ自殺」「心中」「悲劇的事件」「子殺し」という表現が使われていた。飯塚（1973）は、「心中」の本来的意味は情交ある男女の合意の上での共同自殺であり、「親の自殺に随伴する子殺し」という現象を思い合わせると「親子心中」は正しい用法とは言えず、事の本質を見損なわせる可能性を危惧している。さらに、児童憲章前文「児童は人として尊ばれる」を引き合いに、親子心中はまったく子どもの人権を認めておらず、「心中」ではなく「子殺し」であるとし、論文内では「心中」という表現は使わず「道連れ自殺」という語を使用している。無理心中とは、「相手の合意なく行われる心中で、首謀者が相手を殺害する」ものである。首謀者が生き残れば殺人罪に問われる。殺人罪は、文字通り人を殺す行為を処罰するものであり（刑法26章）、殺人罪（199条）には「人」とは行為者以外の自然人であり、実行行為は殺意をもって自然の死期に先立って人の命を絶つことである。人を帮助して自殺させ（自殺関与）、また承諾を得て殺害する行為（同意殺人）は、通常の殺人罪よりは軽く処罰されるが殺人罪のひとつである（刑法202条・自殺関与および同意殺人罪）。本研究で分析しようとするのは、親族間で発生した殺人事件のうち、被害者が何らかの障害を有していた事件である。被害者の同意の有無にかかわらず、また加害者の自殺に被害者を随伴した事件（道連れ自殺）、被害者の殺害後に加害者が後追い自殺した

事件、加害者が自殺帮助の適用や承諾殺人を主張する事件も含め、すべて被害者の自然の死期に先立って生命を絶った行為として「殺人事件」として取り扱い、「障害児者殺人事件」と表記する。

2. 方法

新聞記事報道を情報源として、「障害児者殺人事件」を抽出した。警察庁が発表する犯罪統計から親族間で発生した殺人事件数を確認することはできるが、動機分類から障害児者に関する内容を識別することは不可能である。新聞記事報道をデータ源にすることに課題は多いが、次善の策として研究方法に採用することとした²⁾。

事件抽出用に用いた記事データベースは、ヨミダス文書館（読売新聞記事検索）、毎日NEWSパック（毎日新聞記事検索）と聞蔵ライブラリⅡ（朝日新聞記事検索）である。検索キーワードは「障害」and「殺人」、「障害」and「心中」、「障害」and「悲観」、「障害」and「判決」とした。検索期間は1990年1月1日から2006年9月30日まであり、社会福祉基礎構造改革を含む、約16年間の記事を検索した。

このような方法で得られた記事内容を吟味し、殺人未遂事件、加害者、被害者の双方が障害者である事件、家族と障害者の双方が死亡しており、どちらが加害者か記事内容から判断できない事件は除いた。以上のプロセスを経て抽出した事件について、事件発生日、加害者・被害者の関係、年齢、性別、障害種類、動機、背景、判決等からなる分析用のデータセットを作成した。

なお、分析対象とした新聞記事は、単に事件の発生を伝える100字程度のものから、近隣住民などに取材対象を広げ特集記事が組まれているものまで多様なものとなった。また、新聞社により記事掲載される事件に差があった。さらに他の新聞社の記事を検索すれば、分析対象件数も増えるこ

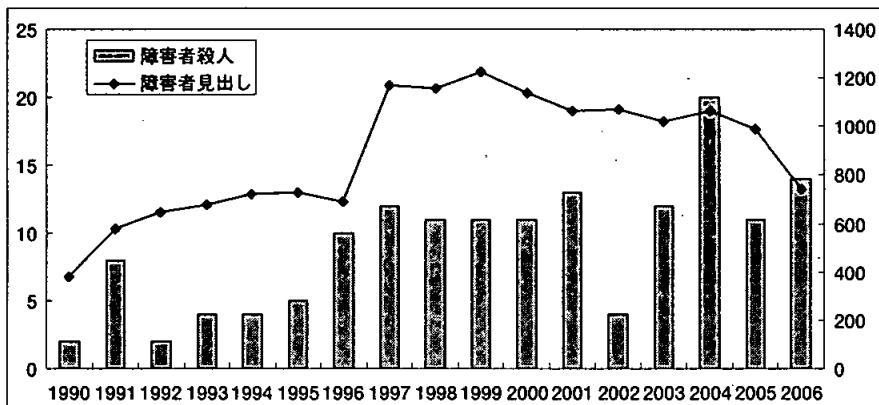


図1 「障害児者殺人事件」新聞報道件数と見出しに「障害者」が使われた報道件数

とが予想される。限られた紙面に掲載される記事は、他の事件報道の有無や社会的影響の大きさにも左右され、何重もの記事の加工と新聞社側の価値判断に基づく取捨選択が行われているものである。よって本調査結果は当該期間の「障害児者殺人事件」を網羅するものではない。続報がないなど事件の詳細を確認することができない事例も多いため、次章以降で述べる数字は「少なくともこれだけ確認できた」という趣旨のものとなる。

3. 結果

(1) 報道件数

「障害児者殺人事件」の報道件数を調べた結果154件が抽出され、被害者は163人であった（1事件で複数の被害者が存在したケースを含む）。

報道件数に一貫した傾向はみられないが、1996年以降をみると、2002年を除き年間の報道件数は10件以上であった。報道件数が最も多いのは2004年の20件で、次いで2001年が13件であった。9月末までの集計結果であるが、2006年の報道件数がすでに14件に達していた（図1）。

なお、事件数の取り上げ方は他の記事の動向に影響される。記事見出しに「障害者」が使われた件数は、1997年以降、年間1,000件を超えるペー

スで推移しており、特に社会福祉基礎構造改革の中間まとめの発表前後の1997年から2000年までの4年間は特に多くなっていた。

(2) 被害者・加害者の属性

1) 年齢

被害者の年齢をみると「19歳～39歳」が42.3%、次いで「40歳～64歳」が25.8%であり（表1）、年齢分布の推移をみると、40歳以上の中高年層が増加していた（図2）。被害者に占める成人子の割合は73.9%（119件）であった。

加害者の年齢をみると「40歳～64歳」が53.2%、次いで「65歳以上」が30.5%であり（表2）、年齢分布の推移をみると、65歳以上の高齢者層が増加していた（図3）。

2) 障害種別

障害種別については記事の上で「身体障害」「知的障害」「精神障害」と明記されていたもの、及び記事内容から明らかに障害種別が分かるものを集計した。「重い障害」「寝たきり」といった記事の場合、集計上は「不明」と扱った。知的障害が最も多く46.0%（75件）を占めていた。図4は障害種類別にみた障害児者数と被害者数を比較したものである³⁾。この図からも被害者に占める知的

表1 被害者の年齢分布（左）、図2 年齢分布の推移（右）

| 被害者年齢 | 人(%) |
|---------|------------|
| 1歳未満 | 6 3.7% |
| 7歳未満 | 15 9.2% |
| 7歳～18歳 | 19 11.7% |
| 19歳～39歳 | 69 42.3% |
| 40歳～64歳 | 42 25.8% |
| 65歳～74歳 | 5 3.1% |
| 75歳以上 | 5 3.1% |
| 不明 | 2 1.2% |
| 合計 | 163 100.0% |
| 平均値 | 32.4 |
| 中央値 | 30.0 |
| 最小値 | 1ヶ月 |
| 最大値 | 90 |

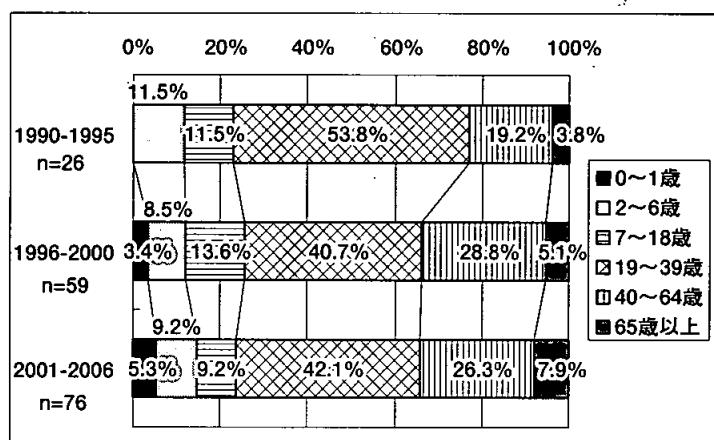


表2 加害者の年齢分布（左）、図3 年齢分布の推移（右）

| 加害者年齢 | 人(%) |
|---------|------------|
| 1歳未満 | 0 0.0% |
| 7歳未満 | 0 0.0% |
| 7～18歳 | 0 0.0% |
| 19歳～39歳 | 25 16.2% |
| 40歳～64歳 | 82 53.2% |
| 65歳～74歳 | 30 19.5% |
| 75歳以上 | 17 11.0% |
| 不明 | 0 0.0% |
| 合計 | 154 100.0% |
| 平均値 | 57.4 |
| 中央値 | 59.0 |
| 最小値 | 21.0 |
| 最大値 | 95 |

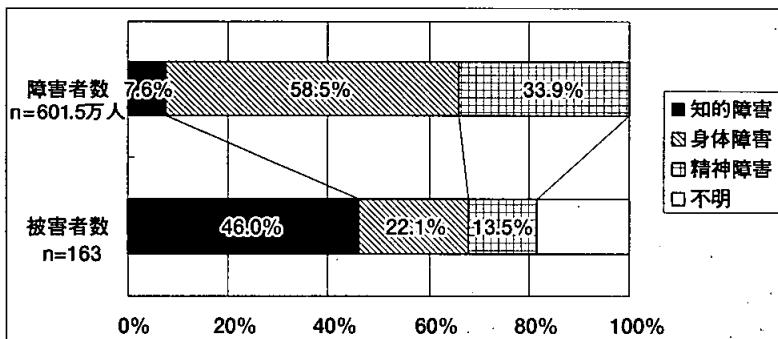
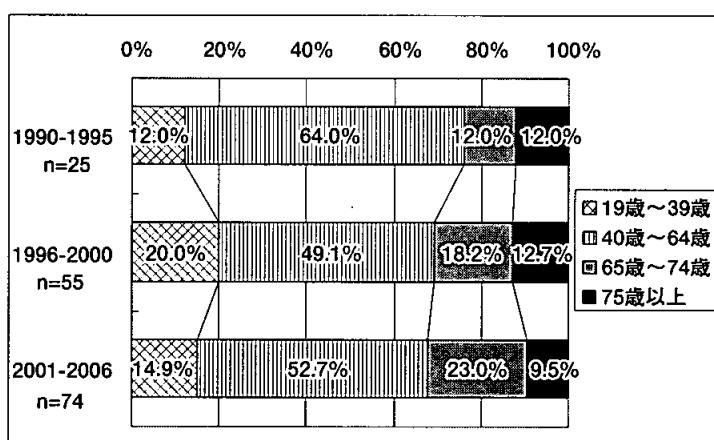


図4 障害種別被害者数

障害者の多さがわかる。

3) 性別

被害者・加害者の性別を比較すると、被害者、加害者ともに男性が多くいた（図5）。被害者に占める男性の多さは、知的障害者に占める男性の割合が高いことも影響していると考えられる⁴⁾。女性加害者の約9割は「母」であった。配偶者間で発生した事件が16件あったが、そのうち12件は「夫が妻を殺害する」事件であった。

(3) 加害者・被害者関係

加害者・被害者の関係をみると親子間の事件が77.9%を占め、加害者のうち「母」が41.6%、「父」が36.4%であった（表3）。

図6は被害者の年齢と加害者の年齢を二軸にとった散布図である。年齢関係に応じて、大きく4つのグループに分類し、それぞれのグループの報道記事例を表4に記す。

第1は30歳前後の親が乳幼児、小学生を殺害したグループである。我が子が障害児であることに

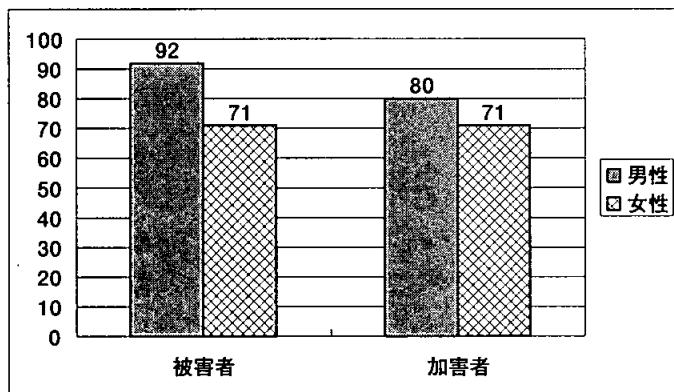


図5 加害者・被害者の性別

表3 加害者と被害者の関係

| 関係 | 加害者続柄 | 件数(%) | | 平均年齢 | 被害者続柄 | 件数(%) | | 平均年齢 |
|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-----|--------|
| 親→子 | 父 | 56 | 36.4% | 77.9% | 60.8 | 息子 | 78 | 47.9% |
| | 母 | 64 | 41.6% | | 54.2 | 娘 | 49 | 30.1% |
| 子→親 | 息子 | 4 | 2.6% | 2.6% | 39.3 | 父 | 3 | 1.8% |
| | 娘 | 0 | 0.0% | | | 母 | 2 | 1.2% |
| 配偶者間 | 夫 | 12 | 7.8% | 10.4% | 61.1 | 妻 | 10 | 6.1% |
| | 妻 | 4 | 2.6% | | 66.3 | 夫 | 6 | 3.7% |
| きょうだい | | 8 | 5.2% | 5.2% | 56.4 | きょうだい | 9 | 5.5% |
| 祖父母→孫 | 祖父 | 1 | 0.6% | 2.6% | 65.0 | 孫 | 4 | 2.5% |
| | 祖母 | 3 | 1.9% | | | | | 6.0 |
| その他 | 親族 | 2 | 1.3% | 1.3% | 47.0 | その他 | 2 | 1.2% |
| 合計 | | 154 | 100.0% | 100.0% | | 合計 | 163 | 100.0% |
| | | | | | | | | 100.0% |

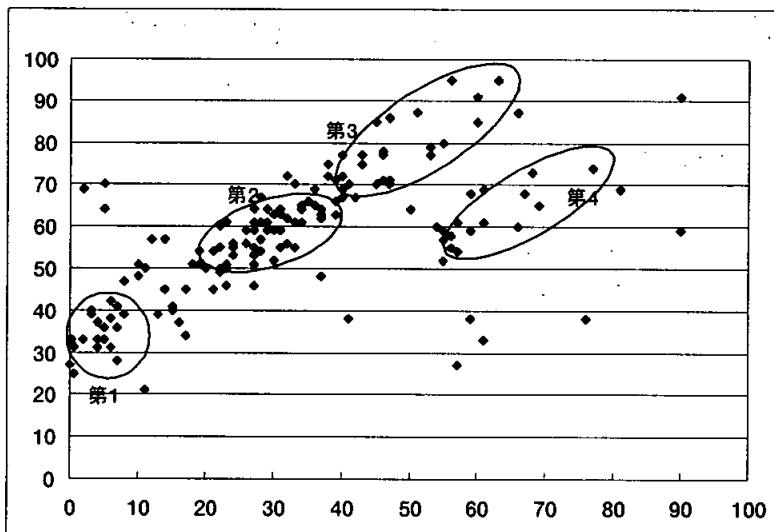


図6 被害者（横軸、x軸）と加害者（縦軸、y軸）の年齢関係

悩み将来を悲観して殺害に及ぶ事例が多い。殺害の理由は「将来を悲観して」と表現されるが、被害者が乳幼児の場合は子どもの障害を告知された直後であったり、障害を受容する過程にあることが推察できる。第2は高齢期を目前にした親が成

人した子どもを殺害したグループである。親は20年以上も子どもの介護にあたっており、記事に「介護疲れ」という記載が見られるようになる。第3は定年を迎え、自身の健康不安も見え隠れする高齢者（65歳以上）にあたる親が子どもを殺害

表4 グループ別事件報道例

| | 加害者 | 被害者 | 内容 |
|--|--------|---------|---|
| 第1グループ 加害者:20-40歳 被害者:10歳以下 | 母(27歳) | 長女(1ヶ月) | 身体障害があることに悩み、子どもの将来を悲観して |
| | 母(32歳) | 長男(6歳) | ダウン症候群の病弱な長男の将来を悲観して |
| 第2グループ 加害者:50-65歳 被害者:20-40歳 | 母(57歳) | 長女(28歳) | 介護に疲弊、「知的障害のある娘の将来を悲観」 |
| | 父(62歳) | 長男(37歳) | 「息子の将来を考えて殺した」父は、自分の病気についても悩んでいた |
| 第3 加害者:65歳以上 被害者:40歳以上 | 母(69歳) | 長女(36歳) | 「疲れた、後はよろしく」という内容の書き残し、知的障害の長女と無理心中をはかる |
| | 母(72歳) | 二女(46歳) | 自身の高齢と体調の悪化。自分が死んだら他人に迷惑をかけるのではないかと悩んだ末 |
| 第4 加害者、被害者双方が50歳以上 (加害者、被害者の年齢差小) | 妻(56歳) | 夫(58歳) | 妻が仏壇に向かって「早くお迎えに来てください」と泣きじゃくったので困ってしまい殺害。妻は身体障害者でうつ病も患う。夫も労災事故以来、車椅子生活 |
| | 兄(69歳) | 妹(65歳) | 介護疲れ。自分が入院する間、兄の世話をしてくれる施設を探したが見つからず途方にくれて殺害に及ぶ |

したグループである。老老介護の例も含まれる。第4は被害者、加害者ともに高齢者、あるいは高齢期を目前にした夫婦間やきょうだい間の殺害例である。第3、第4グループとともに加害者自身に死を意識するようなイベントがおこり、そのことが介護不安を高め殺害に及んでいるケースがあった。

(4) 殺害に至る動機

記事にみる殺害に至る動機では、「(被害者あるいは加害者自身の) 将来を悲観」「介護、看病疲れ」という内容が多かった。

そのほか、被害者の暴力等のトラブルをきっかけに殺害に及んだケースが15件あった。被害者15人中11人は男性で、7人は10~20歳代であり、加害者のうち8人は50歳以上であった。その中でも50歳を超える親が、息子を殺害するという事件が7件あった。記事中には「170cm、100kgを超える息子が暴れると手に負えなかった」という父親のコメントもあったが、高齢期に向かう親と息子では体格も腕力においても差が開くばかりで“手に負えない”状況が増えるであろう。ただし、息子の暴力が向かった先は加害者本人とは限らない。むしろ、息子が近隣住民や他の家族に対する暴力をふるう姿に失望し、将来を悲観した様子が

うかがえる（表5）。

また、事件の背景に介護者家族の事業の失敗、借金苦など経済的事情があった事件が11件あった。

(5) 公的サービスの利用

加害者的心身の状況についてみると、単に「介護、看病疲れ」ではなく、加害者の体調悪化、通院の状況や疾患名の記載があった事件が32件であった。また、記事から介護が加害者1人に集中していたと読み取れる事件が32件であった。

被害者の多くは何らかの公的サービスを利用していたと推察されるが、「私（主介護者）が働けるうちは公的扶助の世話にはなりたくない」「ケースワーカーは施設入所を勧めたが、父（主介護者であり加害者）は一緒に暮らしたいと断っていた」など記事内容から公的サービスの利用を拒否していたことがわかる事件が11件あった。ただし、2001年以降の記事に公的サービスの利用を拒否していた例は3件のみで、父親が精神病院に不信感を抱いていた例、父親が自分で介護することを希望した例、母親の死亡後、父が娘に対し施設利用を勧めても、娘が受け入れなかった例である。また入所施設からの一時帰宅中の事件が10件、病院や施設への入院・入所を希望し、待機中あるいは

表5 被害者の暴力等をきっかけとした事件報道例

| No | 被害者 | | 加害者 | | 記事による殺人動機 |
|----|-----|--------------|-----|----|--|
| | 続柄 | 障害 | 年齢 | 続柄 | |
| 1 | 長男 | 精神障害 | 23 | 母 | 50 近所の男性に暴力をふるったことから、長男の将来を悲観した |
| 2 | 父 | 身体障害1級 | 61 | 次男 | 33 献身的に介護する母に無理を言ったり、暴力をふるうのでかわいそう |
| 3 | 二男 | 知的障害 | 27 | 父 | 64 二男の家庭内暴力に悩み |
| 4 | 長男 | 身体障害。精神障害も発症 | 22 | 母 | 55 昨年から暴力、言動が目立つようになっていた。精神病院に再入院を相談したが、自宅療養になった。 |
| 5 | 長男 | 知的障害 | 18 | 父 | 51 長男が自宅で暴れることに失望。一緒に暮らす妻や娘の将来を案じて心中をはかる |

探している最中であったものが13件であった。

(6) 殺害後の加害者の状況と司法の判断

殺害後の加害者の状況が確認できた事件の大半は、自分も死のうとしたという心中の形をとっており、50人が死亡、42人が自殺をはかるも死に切れず自殺未遂に終わっていた。また15人は自首していた。

これらの事件のうち、判決内容を確認できたケースは実刑判決29件、執行猶予付きの判決38件、起訴猶予1件、被疑者死亡のまま書類送検が1件であった。

結審の内容を確認できた件数が少ないが⁵⁾、次のような傾向が読み取れる。まず、近年は実刑判決が増えている可能性があるということである。例えば、2005年は加害者死亡を除く10件すべての判決内容が確認でき、7件（70%）は実刑判決であった。2006年もすでに4件の判決内容が明らか

かになっており、3件が実刑判決であった。また実刑判決に対しては、「将来を悲観しての犯行とはいえ、動機は自己中心的で短絡的」というように、加害者の行為に対して「自己中心的」や「自分本位」という表現が使われていた。次に、執行猶予判決の場合は、介護の負担と刑事責任の重さが並列で述べられるということである。例えば、重度の身体障害者の長女（28歳）を絞殺し殺人罪に問われた母親（54歳）に対する判決公判で、裁判長は「被害者の無念は察するに余りあるが、28年間献身的に介護しており、追い詰められての犯行は同情できる」として懲役3年執行猶予5年の判決を言い渡している。そして執行猶予判決を伝える新聞記事見出しには「温情判決」という表現が使われることが多い。

また、いくつかの「障害児者殺人事件」では、近隣住民等から減刑を望む嘆願書が寄せられていた。伊藤（1985）は、母子心中を遂行した母親に

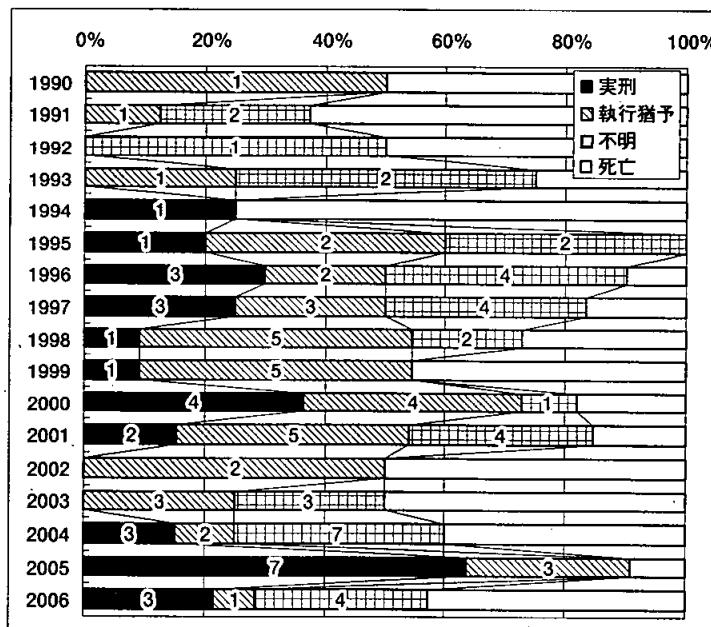


図7 判決内容の推移

対するマスコミ報道の敬称の取り扱いが、敬称なしの方向へ変化していることに、国民の母子心中に対する見方の変化、児童の人権思想の高まりの可能性を見出しているが、どうだろうか。今回確認できた範囲では、実刑判決が増えている可能性とともに、加害者の献身的に介護していた姿は、依然として“殺してしまうことも無理はない、仕方なかったのだ”という市民感情を呼び起こすことも、また事実として確認できたと考える。

4. 考察

(1) 「障害児者殺人事件」報道件数の動向

今回確認できた「障害児者殺人事件」報道件数は154件で被害者数は163名であった。「障害児者殺人事件」の報道がなかった年ではなく、毎年、どこかで事件は発生していた。

殺人事件の検挙件数⁶⁾を被疑者と被害者の関係別にみると、親族間で発生した事件は全体の44.2%（541件）で、被害者の内訳をみると配偶者が17.8%、実・養・継父母が10.9%であった。1990年、2005年の動向と比べると、親族間で発生した事件は5.6%増加しており、被害者の内訳をみると、配偶者と実・養・継父母が増加し、実・継子は減少していた（図8）。「障害児者殺人事件」の被害

者に占める子どもの割合の高さ（77.9%）は「障害児者殺人事件」の特徴のひとつといえよう。

では、事件の発生と障害者施策の関連はどうだろう。報道件数が最も多かった2004年は、1月に介護保険制度改革本部が設置され、検討課題の1つに介護保険制度と障害保健政策の統合が明記され（同年、11月に統合の見送り決定）、2月には宮城県の「みやぎ知的障害者施設解体宣言」、前年4月にスタートした支援費制度は早くも予算不足が叫ばれ、10月には改革のグランドデザインが発表され3障害の1本化、1割負担方針が出るという年であった。新しい制度の導入というより、新しい制度の全貌が見え隠れし、不安が募る時期だったといえよう。

また、2006年は9月末までの集計結果にもかかわらず報道件数は14件に達していることには注目したい。すでに、制度内容の誤った理解が事件の引き金となった事件も報道されている。介護保険制度の導入当初には、「収入があると介護保険サービスを利用することは出来ない」と思い込んでいた被保険者がいたことは記憶に新しい。また、老人福祉法や老人保健法のサービスをすでに利用していた層にとっては、従前の制度内容との比較が背景にあり、満足度が低くなるケースがあった。

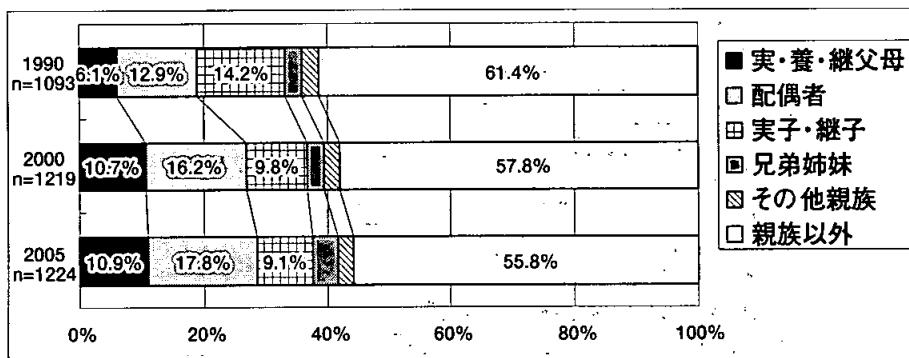


図8 罪種別被疑者と被害者との関係別検挙件数（警察庁「平成2年、12年、17年の犯罪」より作成）

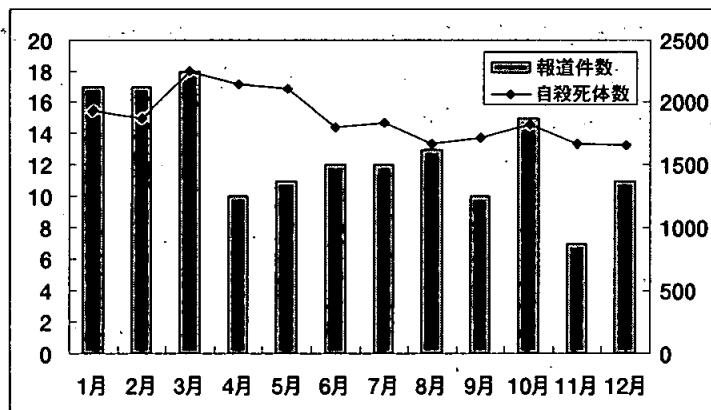


図9 月別「障害児者殺人事件」報道件数と月別自殺死体発見数（警察庁「平成7年の犯罪」より作成）

新しい制度の導入は、利用者の正しい理解を得るためにきめ細やかな行政の取り組みが求められる時であることは間違いない。

月別の報道件数をみると、3月が18件ともっとも多く、次いで1月及び2月が17件となっている（図9）。1月から3月にかけて事件の発生が集中していた（34.0%）。月別自殺死体発見数は1月から5月にかけて多く、特に3月から5月に発見数の28.9%が集中していることと傾向が異なる。理由の1つとして、年末年始の一時帰宅時に事件が発生していることが考えられる。また、2006年3月に発生した事件では、加害者（母）の「障害者自立支援法の施行に伴う費用負担の増加の懸念」が動機として報じられているが、制度改定の多い、新年度を前にした不安が背景にあることが推察される。

（2）加害者の特徴

1) 加害者の高齢化と「親亡き後」への不安

加害者の8割以上は40歳以上の中高年層であり、高齢化する傾向にあった。

殺害にいたる動機は、限られた紙面の中では「将来を悲観して」の一言に集約される傾向が

あった。「将来の何に悲観したのか、障害者をとりまく社会の問題なのか、文化や価値観の問題なのか、事件に至るまでの背景や加害者の心情はわからないが、少なくとも、記事から読み取れる悲観は2種類あった。1つは、被害者の障害そのものへの悲観であり、もう1つは、加害者自身の高齢化や死を意識するようなイベントが引き金となつた、被害者の将来への悲観である。一門（1985）は障害児者に関する親子心中はストレスの極限状況の現われであり、要因は幼児期に見られる「障害悲観」や「介護疲労」、「老後不安」にあるとしている。高橋らの「育成会ニーズ調査」では将来の不安として「療育と学校教育」「成人期の社会資源」「生活への思い」「親亡き後」「当事者団体のあり方」という5つのカテゴリーが抽出されている（高橋2004）。加害者の年齢から推測するに、「将来の悲観」に占める「老後不安」「親亡き後」の大きさは想像に難くない。「親亡き後」は近年の障害者施策の改革の中でも解決されていない課題といえよう。

2) 評判の良い親から加害者へ

染谷（2001）は高齢者介護が負担になり、介護

者が介護を終焉するために被介護者の命を絶つのが介護殺人、介護を続けることの限界を感じて被介護者を連れて心中するのが介護心中と説明し、両者を高齢者虐待の最も悲惨な形と位置づけている。児童虐待やドメスティックバイオレンス研究では虐待をアディクションととらえる立場がある。愛するがゆえに相手をコントロールしようとする嗜癖である。

では、「障害者殺人事件」はどのように捉えられるだろうか。分析対象とした154件の「障害児者殺人事件」では、事件前に被害者が加害者から日常的に虐待を受けていたという記述はみあたらなかった。むしろ、献身的に世話をしており、心身障害者介護者表彰を受けていたものもいた。このとき、殺人が基本的人権の侵害と理解できても、「障害児者殺人」を虐待の最も悲惨な形と受け止めることに心のどこかで違和感を覚える。「障害児者殺人」は、減刑を願う署名運動を呼び起こすように、実刑判決は増えているが、“殺してしまうことも無理はない、仕方なかったのだ”という市民感情も根強いものである。

ここで、ひとつ指摘できることは、「障害児者殺人」が虐待の悲惨な形の1つと受け止められないからこそ、未然に防ぐことが難しいということである。例えば、身体的な虐待があれば、介護者以外の家族や関係機関の専門職が気づき介入することも可能であろう。そこで介護者に必要な支援ができれば、殺人という最も悲惨な事件は回避できるかもしれない。ところが、加害者の多くは周囲からみれば献身的に介護する、近所で評判のいい親である。献身的な姿は、ある時、身体的虐待という分かりやすい姿を経由せずに、命を奪うという究極の人権侵害に達する。献身的な姿と人権侵害は対極にあるのではなく、紙一重の関係にある。そこに専門職が積極的に介入するきっかけはない。そうならば、“殺してしまうことも無理は

ない、仕方なかったのだ”ではなく、高齢期にさしかかる親が、子どもを献身的に介護する姿に違和感を覚えるような市民感情が障害者施策の下支えに必要ではないだろうか。

(3) 被害者の特徴

「障害児者殺人事件」の約8割は親子間で発生しており、そのうち被害者の約7割は成人子で、高齢化する傾向が示された。被害者の乳幼児期に事件発生のピークをみている飯塚（1973）や一門（1985）とは異なる点である。また、一門（1985）の調査時点で、成人親子心中の占める割合が16.2%であったが、それでも健常者の場合は成人後に親の心中に巻き込まれるケースはきわめて稀であることから、成人親子心中の発生率が高いことは、障害児家族の心中の顕著な特徴であることを指摘している。

本調査では、被害者の7割が成人子であり、さらに高齢化傾向も示された。療育体制の整備や就学の機会が保障されてきたことが、被害者に占める乳幼児の割合の減少につながったと推察される。現在は、養護学校の設置が進み、就学の機会を保障されてきた世代が成人後に被害者となっているのである。

1990年の養護学校（高等部）卒業者の就職率は35.5%であり、59.1%が無業者でその36.8%は児童福祉施設・医療機関入所となっている⁷⁾。つまり、単純計算で養護学校卒業者の37.3%は無業のまま在宅生活を送っていることになる。通所施設の利用状況は不明であるが、親が一日中抱え込んでいる可能性もある。療育や就学の機会が保障されたことにより、乳幼児の被害者が減少したと仮定すれば、高橋（2004）が指摘しているように次は、「成人期の社会資源」の整備が課題の一つと言えよう。

障害種類別にみると、知的障害者が75件

(46.0%) を占め、さらに、そのうち15件は「重い知的障害者」と記載されていた。介護にかかる身体的負担が事件の背景あるならば、日常生活のすべてに身体介助が求められる身体障害者の親、特に高齢の親ほどその負担感は大きいとも考えられる。実際、一門（1985）では脳性まひや肢体不自由など運動機能障害を有するものが被害者の多くを占めていた。しかし、本調査では、被害者に占める身体障害者の割合は22.1%に過ぎなかった。ここでひとつ、知的障害者には特有の介護の難しさがあることが指摘できる。特に、重度の知的障害者は、身体障害ではなく重度の知能障害のために排泄、食事といった日常生活に介助が必要である。さらに、寝たきりというわけではなく、むしろ活動的である。高齢化する親が、そのような子どもを家族で支え続けていく難しさがあろう。

介護保険制度の要介護認定では、当初、いわゆる「動く痴呆」⁸⁾の要介護度が低く判定され、区分支給限度基準額の範囲内では十分なサービスが受けられず、主介護者の介護保険制度に対する満足度は低いものであった。大声を出し続けたり、徘徊が激しく行方不明になってしまう利用者を抱える介護者の心労ははかりしれないものがある。その後、「動く痴呆」は課題の多い層と認識され、要介護認定システムは改定されており、2015年に向けた人口の急速な高齢化、さらに要介護高齢者の半数が認知症老人自立度Ⅱ以上⁹⁾という実態は、認知症高齢者のケアを高齢者介護の中心的課題として位置づけさせた。国は認知症介護研究・研修センターを設置するなど、認知症高齢者の介護方法に関する研究や介護者向けの研修などがさかんに行われるようになっている。障害者自立支援法の障害程度区分認定に対しては、すでに様々な課題や認定結果に対する懸念が指摘されている。認知症高齢者の“多さ”が介護保険制度における位置づけを決めたとするならば、三障害に占める

知的障害者の少なさをカバーする方策が必要ともいえるだろう。

また、障害種別を問わず、被害者の暴力等のトラブルが事件の引き金となった例が15件あった。特に男性の成人子の場合は、父親でも体力的に手に負えないという状況になりがちで、加害者も衝動的に犯行に及んでいる面もあった。細渕（2005）は、「動く重症児」の現状を整理し、近年、濃厚な医療的ケアが必要な超重症児への対応が充実してきたが、「動く重症児」への対策がほとんど進展していないことを例に、カテゴリーで捉えることにより制度的な対策の遅れが生じていることを指摘している¹⁰⁾。先の15件は「動く重症児」ではないが、制度の狭間で生活の困難を抱えているという共通点があるのでないだろうか。すべての障害者の地域生活を実現するには、まだまだ、対策が遅れている部分があるという一例といえるだろう。

（4）公的サービスのあり方

1) 家族介護力の変化

障害児者の介護者と要介護高齢者の介護者の違いとして、介護期間の長さ、被介護者より介護者の方が年上であること、自身の親の介護や他のきょうだい子育ても平行して行う状況になる可能性があることなどが考えられる。28歳の子どもを殺害した母親は「28年間熟睡したことがなかった」と語っているように、障害児者の介護期間は長く、おそらく殺害時の年齢はそのまま介護期間となるだろう。

そのような状況の中で、事件は介護力が変化したときに発生していた場合が多い。介護力の変化には2種類ある。ひとつは介護力を求められるときである。年末年始や夏休みなどの被害者の一時帰宅時には、普段は直接的な介護から遠ざかっている親が急に介護の困難さに直面したり、自身の

体力低下などを痛感させられ、いつか一時帰宅もままならなくなるのでは、と将来を悲観するのである。2つ目は介護者の介護力が弱まるときである。疲労を感じながらも、たとえ熟睡することはなくとも均衡を保っていた日常が、介護者の体調不良、入院により一気にバランスがくずれ不安の波に飲み込まれるのである。加害者は、自身の入院にあたり、被害者の入所施設を探したが見つからないということも経験していた。ただし、介護者の体調不良や通院の事実は、介護者自身の訴えがなければ関係機関の知るところではない。足を骨折して不自由な生活を送る父（65歳）が、脳溢血で通院する妻（64歳）と知的障害で授産施設に通所していた娘（34歳）を殺害した事件では、市の障害福祉課は「生活保護世帯ではなかったためケースワーカーが通うこともなく、夫婦の怪我や病気を把握していなかった」とコメントしている。障害児者を在宅で支える同居家族をひとつのユニットとして支援できる体制が必要ではないだろうか。

ただし、急な家族介護力の低下を補うための公的サービスの利用に関しては、使い勝手の悪さが指摘できる。家族の支えによって在宅生活を送っていても、公的サービスが黒子のように控えていて、緊急時には緊急保護事業などを間断なく利用できる体制が求められる。

2) サービスの質

被害者が利用していた公的サービスの内容や頻度に関する詳細な情報が記事に含まれることは少なく、サービス内容と事件の関係を考察することはできなかった。しかし、その中でも「私（主介護者）が働けるうちは公的扶助の世話にはなりたくない」「ケースワーカーは施設入所を勧めたが、父（主介護者であり加害者）は一緒に暮らしたいと断っていた」など記事内容から公的サービスの

利用を拒否していたことがわかる例が11件あった。サービスを利用していない理由として「妹を施設に入れなかっただけは、施設では妹がかわいそうな目にあうと思ったから」といった、サービス利用に対する不信感やマイナス体験である。障害者施設のハード、ソフト両面の貧困さは否定できないが、障害者施設について正確な情報を入手できていない可能性もある。サービス提供側は、公的サービスを選択肢の一つに見てもらうために、安心、安全を得られるサービスの提供体制、質を担保しなくてはならないだろう。

3) 成人期から始まる「親亡き後」への備え

公的サービスを利用しない理由としてもうひとつ、「最後まで自分がみる」という介護者の強い意思、覚悟、そして「最後まで自分がみることができる」という思い込みのようなものがある。父（86歳）が息子（知的障害者、47歳）と一緒に特養に入所することを希望したが、適わないということを知り落胆したということが事件の背景にあるケースもあった。現在のところ、親と子（1号被保険者以外）が一緒に入所できる特養はないだろう。ただし、入所者の平均年齢が80歳を超えるような施設に47歳の息子が入所することの是非を考えてみると、親子で特養に入所できれば、父の「私が死ぬまで面倒を見る」という願いはかなうだろうが、息子の思いはどうなのだろうか。

親子に限定して考えれば、決して超えることの出来ない年齢差がある以上、親が最後まで介護できる可能性は限りなく小さい。たとえ、親が長命であったとしても、老化にともなう介護力の低下は避けられないだろう。そうであるなら、公的サービスの利用を計画的に検討する必要があるのではないだろうか。

事件の多くが親子間で発生し、被害者に占める成人子の割合の増加（当然、加害者の親も高齢化）

していること、一方で被害者に占める乳幼児の割合が戦後から1980年代までの状況と比べれば減少しており、その要因として療育体制や就学の機会が保障されるようになったことと仮定して考えると、養護学校卒業後の成人期の支援の重要性がみえてくる。成人期に活用できる社会資源の充実が、「親亡き後」の不安を軽減させることになるだろう。「親亡き後」の備えは、親が高齢期を迎えてから行うのではなく、子どもが成人してからすでに始まるものではないだろうか。

(5) 社会福祉基礎構造改革前後の比較

調査対象期間を1990年～1997年、1998年～2006年の2群に分けて、被害者と加害者の属性を比較してみた（表6）。参考までに社会福祉基礎構造改革前後の「障害児者殺人事件」の動向を比較

することを意図したものである¹¹⁾。

社会福祉基礎構造改革後の方が、報道件数が大幅に増加していた。ただし、社会福祉基礎構造改革に前後して、新聞見出しに「障害者」が使われる増えているので、障害者に対する注目度の高まりが、報道件数に影響している可能性もあることを付記しておく。事件の約8割は親子間で発生している点、障害種類別にみると知的障害者が占める割合が高いという点は共通しているが、被害者の年齢層は若干高くなっていた。司法の判断は実刑判決、執行猶予判決が増加していた。また、判決内容の不明の割合が減少していた。新聞報道が事件発生時にとどまらず、判決内容まで取り上げる傾向にあるといえる。これは、社会の態度が、「障害児者殺人事件」を悲劇ではなく、1つの殺人事件ととらえている現われではないだろうか。

表6 社会福祉基礎構造改革前後の加害・被害者の属性の比較

| | 1990-1997年 | | 1998-2006年 |
|----------|------------|-------|------------|
| 被害者 | 47 | 発生件数 | 107(93) |
| | 50 | 被害者数 | 113 |
| | 29.7 | 平均年齢 | 33.6 |
| | 26.0 | 中央値 | 32.0 |
| | 90.0 | 最大値 | 90.0 |
| | 7ヶ月 | 最小値 | 1ヶ月 |
| | 52.0% | 知的障害 | 44.2% |
| | 20.0% | 身体障害 | 23.9% |
| | 16.0% | 精神障害 | 12.4% |
| | 12.0% | 不明 | 19.5% |
| 加害・被害者関係 | 78.0% | 親→子ども | 77.9% |
| 加害者 | 57.2 | 平均年齢 | 57.4 |
| | 57.0 | 中央値 | 59.0 |
| | 91.0 | 最大値 | 95.0 |
| | 25.0 | 最小値 | 21.0 |
| | 6.4% | 自首 | 11.2% |
| 犯行後 | 29.8% | 自殺 | 32.7% |
| | 27.7% | 自殺未遂 | 22.4% |
| | 17.0% | 実刑 | 19.6% |
| | 21.3% | 執行猶予 | 28.0% |
| | 31.9% | 不明 | 19.6% |

5.まとめ

本調査で明らかになったことは次の6点である。①1990年から2006年9月までの間に確認できた「障害児者殺人事件」は154件で被害者は163人であった。事件は毎年発生しており、発生件数が最も多いのは2004年の20件であった。事件の発生は1月～3月に集中する傾向がみられた、②親が子どもを殺害する事件が全体の77.9%を占めていた。被害者の7割以上は成人子であり、加害者の7割は50歳以上であった。20歳代後半から30歳代の子どもが親に殺害されるというのが事件の典型例である。③被害者の障害種別をみると知的障害が46.0%を占めた。④記事にみる殺害の動機は「将来を悲観して」という一言に集約されがちであった。悲観には、被害者の障害そのものへの悲観と、加害者の高齢化や入院などをきっかけとした「親亡き後」への悲観があると推察できた。以上、「障害児者殺人事件」に共通する内容から、まず、知的障害の成人子と親に対する支援の必要性が指摘できる。近年の障害者施策の改革の中で、「親亡き後」は依然として残る課題といえよう。ただし、「親亡き後」の備えを強調することは、家族の責任を強調することに通じる可能性がある。養護学校卒業後の無業者の多くが在宅生活を送っていることが推察されたが、卒業後の生活を作り上げていくための社会資源の整備が重要といえよう。

新聞記事をデータ源にした限界のある調査であったが、「障害児者殺人事件」は決して減少傾向を示してはおらず、「将来を悲観して」という動機から親が実子を殺害するというような事件が、繰り返し、繰り返し発生している事実は確認できた。そうであるならば、ものすごいスピードで変化してきた障害児者施策は、障害児者の親族が抱える将来への不安を軽減させる力は弱かったといえるかもしれない。今年4月に施行され段階

的に移行されていく障害者自立支援法の影響は今後「障害児者殺人事件」という形で表れる可能性がある。すでに、2006年の件数は昨年1年間の発生件数を超えていたし、実際に障害者自立支援法に関する介護者の誤った理解が発端となった事件も発生している。今後の追跡調査が必要と考える。

註

- 1) 犯行の動機・原因是、生活困窮、保険金目当て、遊興費充当、債務返済、職業的犯罪、一時的盗用、対象物自体の所有、その他の利欲、痴情、怨恨、憤怒、性的欲求、服従迎合、遊び好奇心スリル、自己顯示、薬物の作用、異常めいてい精神障害等、その他、動機不明の19分類であり、家庭問題や健康問題に類する項目はない。
- 2) 高齢者介護に関する殺人、心中事件の研究のうち、数量的な分析手法を用いているものでは新聞縮刷版や新聞記事データベースをデータ源にしている。たとえば太田(1987)、高崎(2003)など。限界はあるものの新聞記事をデータ源とする研究方法は一般的といえる。
- 3) 障害者数は厚生労働省「身体障害児・者実態調査(平成13年)」「知的障害児(者)基礎調査(平成12年)」「患者調査(平成11年)」「社会福祉施設等調査(平成12年)」を参照。
- 4) 知的障害者329,200人のうち男性184,500人(56.0%)、女性130,900人(39.8%)、不詳13,800人(4.2%) (厚生労働省「知的障害児・者基礎調査 平成12年」)
- 5) 新聞報道の多くは、判決内容で終わっており、その後の控訴の有無まで報道されるることはほとんどなかった。よって、判決内容を集計している。
- 6) 「平成2年、12年、17年の犯罪」より年次別

- 罪種別認知・検挙件数。殺人、嬰児殺、殺人予備、自殺関与の合計。
- 7) 文部省 (1990) 「学校基本調査報告書 初等中等教育機関 専修学校・各種学校編」
 - 8) 認知症の程度がⅢ以上で運動機能の低下していない認知症高齢者は、直接介助にかかる時間は少なくとも、24時間見守りが必要であり、家族介護者の負担は大きい。
 - 9) 要介護（要支援）認定者（第1号被保険者）の痴呆性老人自立度・障害老人自立度に関する推計より（厚生労働省：2015年の高齢者介護）
 - 10) 「動く重症児」とは大島分類の5, 6, 10, 11, 17, 18。細渕は「強度行動障害」と「動く重症児」の認識の差があることから、それぞれの概念整理の必要性から指摘している。今回分析対象となった15件には、知的障害者、精神障害者の両方が含まれている。
 - 11) 社会福祉基礎構造改革の流れは次の通り。
1998年10月の中間発表まとめ、12月追加意見、1999年4月社会福祉事業法等一部改正大綱、2000年社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部改正。
- 加藤悦子 (2005) 「介護殺人—司法福祉の視点から」 クレス出版。
- 栗栖瑛子・大森晶夫 (1977) 「東京における子殺しの実態－戦後22年間の動向」「ケース研究」 160, 2-28.
- 風祭元 (2002) 「精神医学の立場から－育児不安の究極的破綻：子殺し」「こころの科学」 113, 44-49.
- 警察庁 (1991) 「平成2年の犯罪」。
- 警察庁 (2001) 「平成12年の犯罪」。
- 警察庁 (2006) 「平成17年の犯罪」。
- 文部省 (1990) 「学校基本調査報告書 初等中等教育機関 専修学校・各種学校編」
- 大泉溥 (1981) 「障害者の生活と教育」 民衆社。
- 太田貞司 (1987) 「在宅ケアの課題に関する試論－老人介護事件の検討から」「社会福祉学」 28 (2), 54-75.
- 尾崎哲夫 (2005) 「法律用語がわかる辞典」 自由国民社。
- 設楽裕文 (2003) 「刑法」 学陽書房。
- 染谷倣子 (2001) 「家族社会的視点からみた日本の高齢者虐待」 多々良紀夫編「高齢者虐待」 中央法規, 138-152.
- 高橋幸三郎・吉賀成子 (2004) 「障害者家族の生活困難に関する研究」「東京家政学院大学紀要」 44, 75-84.
- 高崎絹子 (2003) 「高齢者のアドボカシーと高齢者虐待 虐待防止のための法制度化に向けて」「日本痴呆ケア学会誌」 2 (2), 193-198.
- 辰沼利彦ほか (1983) 「わが子殺し108例の処分結果」「犯罪学雑誌」 49(1), 24-32.

文献

- 細渕富夫 (2005) 「「強度行動障害」と「動く重症児」問題—その歴史と現状」「障害者問題研究」 33 (1), 2-9.
- 一門恵子・浦野エイミ・勝俣瑛史 (1985) 「障害者を包含した親子心中」「熊本大学教育学部紀要人文科学」 34, 171-179.
- 飯塚進 (1973) 「心身障害者に係わる「道連れ自殺」について I」「桃山学院大学社会学論集」 7 (2), 52-67.
- 伊藤わらび (1985) 「母子心中の一考察」「月刊福祉」 68 (12), 78-85.